

## 新潟産業大学における公的研究費の使用及び研究活動に関する行動規範

この行動規範は、本学教職員（以下「教職員」と記す）における公的研究費の使用に際して、その指針を明らかにするものである。

1. 教職員は、公的研究費の原資が国民の税金等で賄われていることを認識し、研究者に於いては、計画的かつ効率的な使用に努めなければならない。事務職員に於いては、研究活動の内容を理解し、効率的かつ適正な事務処理を行わなければならない。
2. 教職員は、公的研究費の使用及び研究活動にあたっては、各種規則及び本学が定める規定等の使用ルール、その他関係する法令・通知等を遵守するとともに、常に説明責任を果たすものとして行動しなければならない。
3. 公的研究費の取扱いに関する研修等に積極的に参加し、関係法令をはじめ、規定等公的研究費の使用ルールの理解に努めなければならない。
4. 業者等の関係に於いては、公的研究費の使用にあたって国民の疑惑や不信を招くおそれのないよう行動しなければならない。
5. 研究者及び事務職員は、公的研究費の適正な使用を確保する上で、相互に理解を深め、綿密な連携を図らなければならない。
6. 研究者は、自らの研究活動の立案、計画、申請、実施、報告等の過程に於いて、改ざん、捏造、盗用等の不正行為を行ってはならない。また、研究データ、資料等の管理・保存等を徹底することで、不正行為の発生を未然に防ぐよう努めなければならない。
7. 公的研究費の不正が疑われる場合は、速やかに通報窓口に通報しなければならない。

### 附則

この行動規範は、平成 28 年 2 月 17 日から施行する。